

税務署からのお知らせ

問合せ 武生税務署 TEL 22-08990

消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む。)の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

個人が金地金等売却した場合、確定申告が必要となる場合があります

個人が金地金等売却した場合は、総合譲渡所得となり、年間の利益が50万円を超える場合は、次のような計算で総合譲渡所得を計算します。

①金地金等を購入後、5年以内で売却した場合

売却金額ー必要経費ー50万円

＝短期譲渡所得

②金地金等を購入後、5年超で売却した場合

〔売却金額ー必要経費ー50万円〕×1/2

＝長期譲渡所得

※1回の取引金額が200万円を超える場合に、売却者の本人確認を行った上で、売却者の住所・氏名・売却金額・売却日等を記載した「金地金等の譲渡の対価の支払調書」が買取業者から税務署長に対して提出されます。

国外財産調書の提出制度

【国外財産調書の提出制度が創設されました】

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み(国外財産調書制度)が創設されました。

○国外財産調書を提出しなければならない方

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出してくださいとなります。

※「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

※「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」としてされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

○国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

○国外財産調書の記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名、住所(又は居所)に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています(国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります)。

※「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。